

○経済産業省  
環境省 告示第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の施行並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の一部を改正する件（令和七年経済産業省・環境省告示第一号）の適用に伴い、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年三月三日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年 経済産業省 告示第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。</p> <p>一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（国内認証排出削減量にあつては他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転できない状態にするこ</p> <p>とを、海外認証排出削減量にあつては無効化（令和二年十二</p> | <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。</p> <p>一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転できない状態にすることをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業</p> |

月三十一日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であつて、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものにあつては、取消し）を行うことをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するため排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二・三 (略)

- 四 特定排出者が創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。）のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（熱供給事業者が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数の算出において加算した量を除く。）
- 2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ・ロ (略)

ハ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された都市ガスの量に、報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数のうち、当該都市ガスを供給するガス事業者のものを乗じて得られる量

ニ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ (略)

二 算定排出量算定期間における二酸化炭素（エネルギーの使

二・三 (略)

- 四 特定排出者が創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。）のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量

2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ・ロ (略)

ハ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された都市ガスの量に、報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数のうち、当該都市ガスを供給するガス事業者のものを乗じて得られる量

ニ 算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ (略)

二 算定排出量算定期間における二酸化炭素（エネルギーの使

用に伴って発生するものを除く。）の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第七項の規定により特定事業所排出者において行われた廃棄物の焼却（熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。）を行うものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量を控除して得た量

三（略）

用に伴って発生するものを除く。）の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第六項の規定により特定事業所排出者において行われた廃棄物の焼却（熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。）を行うものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量を控除して得た量

三（略）

## 附 則

### （適用期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

### （経過措置）

2 令和二年十二月三十一日以前に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第九項に規定す

る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（この告示の適用前に当該事業に係る実施並びに削減された温室効果ガスの量の算定及び検証の方法を記載した書類又は改正法第一条の規定による改正後の法第五十七条の二第一項に規定する事業設計書に相当する書類の提出に関する手続が開始されたものに限る。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。）についての排出量調整無効化については、なお従前の例による。